

おでかけCard会員規約（レギュラープラン向け）

第一条（目的）

1. おでかけCard会員規約（以下「本規約」という。）は、株式会社JTB（以下「当社」という。）が、本規約に同意した上で会員登録を行い、当社が入会を認めた会員に対して提供する「充電サービス」の利用に際する各種条件を定めたものです。
なお、本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。
2. 本規約は、第二条に定める各会員に適用するものとします。

第二条（用語の定義）

1. 「充電サービス」とは、専用WEBサイト（<https://www.eco-odekake.com/>）に掲載されている充電スポットに設置された各種充電器において、EV・PHEV車両の「走行を行うために必要な充電」を行うことができるサービス（以下「本サービス」という。）をさします。
2. 「会員」とは、EV・PHEV車両の充電に際し、本サービスを利用するために会員登録を行った個人または法人（以下「利用希望者」という。）をいいます。
3. 「EV」とは、Electric Vehicleの略で、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車をさします。「PHEV」とは、Plug-in Hybrid Electric Vehicleの略で外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車をさします。
4. 「充電スポット」とは、当社が専用WEBサイトで開示する充電サービスの提供場所をさします。
5. 「充電器」とは、当社が加盟する充電ネットワークで繋がった認証機器を有する普通充電器並びに急速充電器をさします。
6. 「充電器認証機」とは、充電スポットに設置されたネットワークで繋がったカード認証機器をさします。
7. 「充電カード」とは、当社の発行する認証カードであって、あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録されているものをさします。
8. 「料金プラン」とは、充電器の種類や料金体系に応じ当社が各会員に提供する各プランをさします。
9. 「会員ID・パスワード」とは、会員専用サイト（<https://m.evpf.smartoasis.jp/EV-PF-MEMBER/myPageLogin/login.do?ownerCode=501371>）の会員情報にアクセスするときに必要なログイン用のIDとパスワードをいいます。会員登録時にお客様自身で設定いただけます。
10. 「会員No.」とは充電カード裏面に記載される14ケタの券面番号をさします。
11. 「クレジットカード」とは、クレジットカード会社が会員の信用を審査した上で会員に発行する決済用のカードをさします。
12. 「クレジットカード会社」とは、Visa、Mastercard、JCB、ダイナースクラブ、アメリカン・エクスプレスのいずれかのカード決済を引き受ける会社をさします。

第三条（利用契約の締結）

1. 充電サービスの利用を希望する利用希望者は、本利用規約を承諾の上、WEBサイトホームページで、利用契約の申込みを行うものとします。
2. 利用希望者の申込みに対して、当社が所定の審査を行い、入会を承認の上、第十五条に定める充電カードを当該利用希望者の充電カードとして本登録したときに利用契約が成立するものとします。
3. 利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときなど、本サービスの利用を許諾することが適当でないと当社が認める事由がある場合、申込みは受理されないものとします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）その他の反社会的勢力の構成員（以下「暴力団員等」という。）であることが認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどのことをしていると認められるとき。
 - (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 暴力団等との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) その仕入先、商品の売却先その他一切の事業に係る契約の相手方（以下「取引先等」という。）が前各号のいずれかに該当する法人、団体又は個人である事実を知りながら、当該取引先等と取引するなどしている又はしていたと認められるとき。
4. 申込者に対して本サービスの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合、理由の開示をすることなく、申込みは受理されないことがあります。
5. 本条第2項において当社が申込者の入会を認めた後、当社は会員に第十五条に定義の貸与する充電カードを発送します。
6. 本サービスは、充電カードが会員の手元に届いた日より利用を開始することができます。但し、利用希望者が、会員登録申請において「カード利用開始希望日」を登録した場合、充電カードの利用開始希望日を選択することができます。
7. 当社は、予告なく会員の募集を締め切る場合があります。

第四条（サービスの内容、利用場所と利用方法、利用者と利用車両の範囲）

1. 当社は、本サービスが利用可能な充電スポットの場所について、専用WEBサイトに掲載することによりお知らせします。
2. 会員は、充電スポットに設置された充電器認証機に、充電カードに記録された電磁的情報を読み取らせて会員認証を受けたときに、本サービスの利用ができるものとします。
3. 本サービスには、普通充電器が利用できるレギュラープラン、普通充電器ならびに急速充電器の両方が利用できるプレミアムプランが設定され、会員はそれらの中からいずれかの料金プランを選択するものとします。
4. 本サービスを利用できるのは、会員およびその家族に限ります。
5. 会員は本サービス利用にあたり、以下の点に注意しサービスの利用を行うものとします。

(1)会員又は本条第4項により本サービスを利用する者（以下「会員等」という。）が、充電スポットで本サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面による、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、会員等は、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、本サービスを利用できない場合があることを了承します。

*標識・書面による、又は係員等からの指示により充電サービス以外に、駐車料金等請求がある場合には請求に従うものとします。

(2)本サービス利用中、会員等は充電スポットの敷地内で充電が完了するのを待つものとします。当社は、車両等の盗難等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。

(3)会員等は充電完了後、速やかに充電スポットから登録車両を移動するものとします。

(4)会員等は、EV・PHEVの蓄電池の残量、環境温度（気温など）、充電器の出力等の仕様の条件により、蓄電池の充電可能容量が違うことを十分に理解した上で本サービスを利用し本サービスの利用に起因する蓄電池の実際の充電容量に関しては当社が一切の責任を負わないことに同意します。

(5)会員等は、本サービスの利用に際して、登録車両のタイマー充電機能（充電開始時間セット等）、タイマー空調機能（エアコン開始時間セット等）、およびリモート空調機能（遠隔操作でのエアコンセット等）をあらかじめ解除するか、又は使用しないものとします。

*これらの機能を解除しないで、又は使用して本サービスを利用した場合、充電が出来なかったり、正しい利用時間が計測されなかったりすることがあります。

(6)会員等は、前項と類似の機能が登録車両に設定されている場合には、前項と同様に、本サービスの利用に際して、充電が出来なかったり、正しい利用時間が計測されなかったりする可能性があることを了承します。

*このような機能の有無については、所有車両のカタログ、取扱説明書等にてご確認ください。

第五条（月額基本料金）

1. 会員は月額基本料金として、以下に定める各料金プランに応じ、その利用料を当社に対して支払うものとします。
・レギュラープラン（普通充電器のみ利用可能）： 毎月1,650円（税込）*月額基本料金の利用料は、日割りされません。
2. 利用料の支払い方法は、入会時に登録するクレジットカードによる月次支払とします。
3. 利用料は、カード到着日より発生します。第三条6. に定める「カード利用開始希望日」を指定した場合、利用料は希望日より発生します。
4. 当社より、毎月の利用料請求についての通知は行いません。
5. 会員は、入会月翌月から入会月の利用料を支払うものとします。
6. 第十条、第十一条、第十二条による利用契約解除の場合、会員は退会月までの利用料を支払うものとします。
7. 当社は、会員に一ヶ月以上の予告期間をもって、専用WEBサイト上で告知することにより、利用料を随時改定できるものとします。

第六条（充電器利用料）

1. 月額基本料金とは別に、充電器利用の際に利用料が発生いたします。
2. 利用料の金額は、普通充電：4.95円/分（税込）になります。
3. 利用料の請求は、入会時に登録するクレジットカードに対し、月額基本料金と合わせて行います。
4. 当社は、会員に一ヶ月以上の予告期間をもって、専用WEBサイト上で告知することにより、利用料を随時改定できるものとします。

第七条（料金プランの変更）

1. 会員は当社に申告することで、料金プランを変更することができるものとします。
2. 当社は、会員からの申し出を受理後、必要な変更手続きを行った上、申し出のあった月の翌日より、料金プランの変更を行なうものとします。

第八条（登録情報の変更）

1. 会員は、申込書に記載された内容に変更が生じたときは、その旨を直ちに当社に連絡し、当社の承認を得るものとします。
2. 前項に伴い充電サービスの遂行に支障が生じると当社が判断したときは、当社は利用契約を解除することができるものとします。

第九条（個人情報の取り扱い、登録情報の共有・利用）

1. 当社は、個人情報保護法に基づいて定める同組織の会員情報保護規定により、登録された会員情報を適切に管理・保護するための必要な措置を講じます。
2. 当社は、本規約による契約の申込みまたは締結に伴い受領した会員の個人情報を、以下の利用目的で当社が本事業の推進のために契約する関係事業者と共有、利用します。

（利用目的）

- (1) 会員の本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
- (2) 会員との契約に基づく充電サービスの提供、契約の管理を適切に行うため。また、利用契約の終了後においても、照会への対応や法令等により、必要となる管理を行うため。
- (3) 会員の利用実績、利用料支払実績管理のため。
- (4) 会員に対する、充電サービスおよび電動車両の利用に関するアンケート調査の実施のため。
- (5) 会員に対する、各種情報の提供や案内を行うため。
- (6) 会員に対する、提携充電器での充電サービスの提供拡充や、充電サービス以外のサービスメニューの拡充を行うため。
3. 会員から、個人情報の保護に関する法律の定めるところによって、個人情報の開示・修正・削除の請求があった場合、当社は速やかに応じるものとします。
4. 当社は、当社の責によらない事由により会員の個人情報が漏洩した場合においては、そのために生じた損害について一切責任を負わないものとし

ます。

5. 当社は、法令等に基づき、裁判所、行政機関およびその他の公的機関から個人情報の開示を要請された場合には、これに応じるものとします。

第十条（契約の一時停止・解除）

1. 当社は、会員が次の各号のひとつにでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく利用契約の一時停止または解除することができるものとします。

- (1)会員が、本規約その他の当社との間の契約の約定に違反したとき。
- (2)会員が、本規約に定める金銭の支払いを一回でも遅滞したとき。
- (3)クレジットカード会社により、会員が決済用に指定したクレジットカードの利用が停止されたとき。
2. 前項の場合、会員は当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
3. 会員等が充電スポットの建物、設備、機器、設置物等の損壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
4. 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
5. 暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であること、また反社会的勢力であったことが判明したとき。

第十一条（契約の終了）

1. 天災地変その他の事由により、当社が事業の継続を困難と判断した場合、予告なく利用契約は終了するものとします。

第十二条（契約の解約）

1. 会員は会員事務局に連絡し、当社の同意を得て、利用契約を解約することができるものとします。この場合、会員は連絡をした当月の基本料金と充電器利用料を支払うものとします（連絡日時によって解約手続きが同月内に行えない場合は、翌月の基本料金の支払いが必要となる場合があります）。

第十三条（会員資格の期限）

1. 会員資格は、月次の利用料支払により自動的に継続されるものとします。
2. 第十条、第十一条、第十二条により当社と会員との契約が解除になる場合、会員はその資格を失うものとします。

第十四条（会員ID・パスワードの管理）

1. 会員は、第三者に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって会員ID（会員が任意で設定）とパスワード（会員が任意で設定）を管理するものとします。また、会員ID及びパスワードを本サービスの利用を認めた会員以外の第三者に貸与、譲渡するなどの行為はできません。
2. 会員は、第三者による会員ID及びパスワードの不正使用が判明した場合、当社に直ちに届け出るものとします。
3. 本サービス利用の際使用された会員ID及びパスワードと、会員が予め登録した会員ID及びパスワードが一致した場合、使用上の過誤または第三者による不正使用等による損害については、会員の故意過失にかかわらず、当社はその責任を一切負わないものとします。

第十五条（充電カード）

1. 当社は、会員に対して充電器を利用するときの認証に必要な充電カードを発行するものとします。
2. 会員は、充電カードを善良なる管理者の注意をもって、使用・保管するものとし、万一紛失、破損により再発行が必要と判断された場合は、カード再発行手数料として1,100円（税込）を払うものとする。
3. 理由の如何を問わず利用契約が効力を失ったとき、また充電サービスが終了または中止されたとき、当社により充電カードの情報は消去され、当該カードは無効となります。
4. 理由の如何を問わず利用契約が終了した場合には、会員は充電カードを適切に処分するものとします。

第十六条（充電カードの紛失、盗難等）

1. 充電カードの紛失、盗難、滅失または破損の場合、会員は速やかにその旨を当社に届け出るものとします。届け出がなされない場合の不正利用については、会員がその責を負うものとします。
2. 前項の場合、その紛失等が会員の責に帰すべき事由によるか否かに関わらず、会員は利用者カードの再交付について、カード再発行手数料を当社に支払うものとします。

第十七条（免責事項）

1. 当社は、次の各号に該当するときは、そのために生じた損害について一切の責任を負いません。
 - (1)当社の責によらない事由により、会員への充電カードの発送が遅延し、または不能になった時。
 - (2)充電カードの異常のために、利用が遅延し、または不能になった時。
 - (3)充電器のメンテナンス、および充電器に起因するトラブル、充電スポットの事情により、本サービスの利用ができないとき。
 - (4)当社の責によらない通信手段の障害等により、充電カードの利用が遅延・不能になった時。
 - (5)充電器の利用に伴う事故により損害が発生したとき。
 - (6)当社の責によらない事由により、会員の個人情報が漏洩した時。
 - (7)当社の責によらない事由により、充電カードが不正利用された時。
 - (8)その他天災地変による、当社の責によらない事由により、充電サービスを利用できない時。
2. 前項の場合を除き、当社の責に帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、当社は当該損害の発生までに会員により支払われた年額利用料

相当分（上限、12ヵ月分）を限度として、損害賠償責任を負うものとします。ただし、当社は特別の事情により生じた損害および逸失利益については責任を負わないものとします。

第十八条（規約の改定）

1. 当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を改定できるものとします。この場合、改定後の規約を当社が適当と判断する方法で告知するものとし、告知の時点で変更の効力が生ずるものとします。

第十九条（管轄裁判所）

1. サービスの利用に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

【問合せ先】 おでかけCard事務局・コールセンター

事業主体：株式会社JTB

事務局・コールセンター：株式会社JTB

コールセンター：0570-200-205(ナビダイヤル)

(営業時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日は休業、別途臨時休業あり）)

(附則) 2023年7月1日 改定